

## 四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、四万十市補助金等交付規則（平成17年四万十市規則第35号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 物価高騰の影響を受けている市内事業者が実施するLED照明設備導入に要する費用の一部を補助し、事業継続と経営安定化を支援するとともに、温室効果ガス排出量の削減につなげることを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 工場、事務所その他の事業場のことをいう。
- (2) 関連事業者 連結子会社を含むグループ会社のことをいう。

(対象事業者)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。ただし、設立趣旨や活動内容等から交付対象として不適当と認められる事業者、他の自治体等より同様の支援を受けている事業者及び市の施設の指定管理者を除く。

- (1) 市内に事業所を有すること。
- (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (3) 公序良俗に反することを事業目的としていないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行っていないこと。
- (5) 市税を滞納していないこと。

(補助対象機器)

第5条 補助の対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）は、次に掲げる条件を全て満たす機器とする。

- (1) 事業所に設置され、かつ、補助対象者の事業の用に供される機器
- (2) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第149条の規定による当該機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準を満たすLED照明（トップランナー基準を達成したLED照明）

(補助事業)

第6条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内の事業所に設置するもので、LED照明以外の既存の照明器具（以下「既存機器」という。）を補助対象機器に更新すること。ただし、設置工事を伴わない電球や蛍光管交換のみのもので及び可搬式のものの場合を除く。
- (2) 設置の請負工事業者は市内に本店、支店、営業所、事務所その他これらに類する施設を有する法人又は個人事業主であること。
- (3) 設置前後で使用用途が同じであること。
- (4) 専ら居住を目的とする事業所における機器更新ではないこと。
- (5) この補助金の申請時に、設置工事に着手していないこと。
- (6) 補助対象機器が未使用品であること。
- (7) 補助対象機器がリース品ではないこと。
- (8) 次条に定める補助対象経費の総計が、10万円以上であること。

2 国、県等が実施する国費が充当されている補助金の交付を受けた事業又は受けようとする事業については、この要綱に基づく補助申請を行うことができない。

(補助対象経費)

第7条 補助対象経費は、補助事業のうち、補助対象機器の購入及び設置工事に係る経費とする。ただし、次に掲げるものは含まないものとする。

- (1) 消費税及び地方消費税額
- (2) 既存機器の処分に係る経費
- (3) その他補助対象機器の設置工事に直接関わらない経費
- (4) 補助対象経費のうち補助対象者の自社製品、自社施工に係る調達分又は関連事業者からの調達分(施工を含む。)において、利益等が排除されていない経費(補助金額等)

第8条 補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、50万円を上限とする。

2 補助金の交付は、1事業者あたり1回限りとする。

3 1回の申請で2箇所以上の事業所を補助対象とすることを妨げないが、1回の申請の補助金の額の上限は、50万円とする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付申請をしようとする事業者は、四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)、四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業費補助金照明機器一覧表(様式第2号)及び四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業における暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書(様式第3号)に、別表第1に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第10条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付を決定した場合は、四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

3 市長は、補助事業者が四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則(平成24年四万十市規則第7号)第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者と認められたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(変更承認等)

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業費補助金変更申請書(様式第5号)により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金額が増額するとき。

(2) 補助金額の20%を超えて減額するとき。

(3) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的に変更をもたらすものではなく、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合等、軽微な変更を除く。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかにその旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業費補助金変更決定通知書(様式第6号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(遂行状況の報告等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができるものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第13条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業費補助金(中止・廃止)申請書(様式第7号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日以

内又は補助事業の実施年度の1月29日のいずれか早い日までに、四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業費補助金実績報告書（様式第8号）に、別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、速やかに市長にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による補助金実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業費補助金確定通知書（様式第9号）により当該補助事業者には通知するものとする。

（補助金の交付）

第15条 補助金は、前条第2項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、確定前にその全部又は一部を概算払することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業費補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（関係書類の整備）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を整備し、補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（財産の処分の制限等）

第17条 補助事業者は、補助事業により取得した財産（以下「財産」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間において、補助金の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長が特に必要があると認められた場合は、この限りでない。

- 2 市長は、財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。

（情報の公開）

第18条 補助事業及び補助事業者に関して、四万十市情報公開条例（平成17年四万十市条例第13号）に基づく情報公開請求があった場合は、同条例第9条の規定による非公開項目以外の項目は、原則として公開するものとする。

（委任）

第19条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付された補助金については、第10条第2項及び第3項、第12条、第16条、第17条並びに第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第9条関係）

交付申請書関係書類	備考
補助対象機器の設置等に係る設計図面	施工方法・内容のわかる図面
補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し	施工業者の会社名・住所が必要
導入する補助対象機器の仕様がわかる書類	カタログ・パンフレット等
工事着手前の現況写真	補助対象機器の設置前の状態を示す写真
法人にあつては、登記事項証明書	発行から3か月以内のものに限る
個人事業者にあつては、開業届（税務署が受理したことがわかるもの）又は確定申告書（直近のものに限る。）の写し	
市税の滞納がないことを証明する書類	発行から3か月以内のものに限る
家主同意書（テナントの場合）	任意様式
改修照明機器一覧表（様式第2号）	
暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（様式第3号）	
その他市長が必要と認める書類	

別表第2（第14条関係）

実績報告書関係書類	備考
補助対象機器の設置に係る経費の支払いを証明する書類の写し	領収書等の写し
支払い額の内訳が明記されている明細書等の写し	請求書等の写し
工事完了後の写真	補助対象機器の設置状態を示す写真
その他市長が必要と認める書類	

四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

四万十市長 様

申請者 住 所

氏 名

（法人の場合は、法人名及び代表者名）

連絡先

四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業を実施したいので、四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請額 円

2 事業の着手及び完了の予定年月日

着手予定年月日 年 月 日

完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 補助対象機器の設置等に係る設計図面
- (2) 補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し
- (3) 導入する補助対象機器の仕様がわかる書類
- (4) 工事着手前の現況写真
- (5) 登記事項証明書（法人のみ）
- (6) 確定申告書の写し（個人事業者のみ）
- (7) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (8) 家主同意書（テナントの場合）
- (9) 照明機器一覧表（様式第2号）
- (10) 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（様式第3号）

※その他、別途資料提出を求める場合があります。

4 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
市 補 助 金		
自 己 資 金		
そ の 他		
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分 (節別区分)	予算額	うち 補助対象経費	積算根拠
合計			

様式第2号（第9条関係）

四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業費補助金照明機器一覧表

No.	工事該当箇所名	既存設備		新規設備		
		ランプの種類	本数	メーカー名	機種名（型番）	本数
1			本			本
2			本			本
3			本			本
4			本			本
5			本			本
6			本			本
7			本			本
8			本			本
9			本			本
10			本			本

- (注) 1 既存設備の「ランプの種類」には、蛍光灯（電球形蛍光灯ランプ、丸型スリム蛍光灯、直管形蛍光灯）、白熱電球（ハウス球、ボール球）などを記載してください。
- 2 新たに設置する照明機器ごとに付番をしてください。
- 3 同じ照明機器を複数設置する場合は、設計図面及び工事着工前後の写真に枝番を記載してください。

様式第3号（第9条関係）

四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業における  
暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

私は、自己又は自社の役員等が、四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則（平成24年規則第7号。以下「暴力団排除規則」という。）第2条第2項第5号のいずれにも該当する者ではないことを誓約します。

また、下記役員等名簿に記載した者が暴力団排除規則第2条第2項第5号のいずれにも該当する者ではないことを、中村警察署に照会することを承諾します。

年 月 日

住 所

法人名・商号・名称等


代表者 職名 氏名

記

役員等名簿

職名	フリガナ	生年月日	性別	住所
	氏名			

様

四万十市長 

四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業について、四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

補 助 事 業 の 名 称	四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業	
交 付 決 定 額	円	
交付にあたっての条件		
<p>特記条件</p> <p>この補助金交付決定後、四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業費補助金交付要綱第10条第2項に規定する排除措置対象者に申請者（法人の場合はその構成員すべてを含む。）が該当していることが判明した場合は、直ちに交付の決定を取り消しますのでご注意ください。</p>		

四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業費補助金変更申請書

年 月 日

四万十市長 様

申請者 住 所

氏 名

（法人の場合は、法人名及び代表者名）

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定がありました四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業について、その内容に変更が生じたので、四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 変更理由

2 変更内容

3 添付書類

- (1) 変更後の積算根拠となる資料（見積書、カタログ等）
- (2) その他変更内容がわかる書類

※その他、別途資料提出を求める場合があります。

4 補助金変更申請額

（単位：円）

既交付決定額	変更後の申請額	差引き増減額

5 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
市 補 助 金		
自 己 資 金		
そ の 他		
計		


(2) 支出の部

(単位：円)

区 分 (節別区分)	予算額	うち 補助対象経費	積算根拠
合計			

(注) 変更前を上段に括弧書きで記入してください。

様

四万十市長 

四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業費補助金変更決定通知書

年 月 日付けで申請があった四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業について、四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業費補助金交付要綱第11条第3項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

補助事業の名称		四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業
交付決定額	変更前	円
	変更後	円
変更の理由及び内容		

様式第7号（第13条関係）

四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業費補助金（中止・廃止）申請書

年 月 日

四万十市長 様

申請者 住 所

氏 名

（法人の場合は、法人名及び代表者名）

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定（又は変更決定）がありました四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業について、下記のとおり事業の（中止・廃止）をしたいので四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業費補助金交付要綱第13条の規定により申請します。

記

1 （中止・廃止）の年月日

年 月 日

2 （中止・廃止）の理由

- （注） 1 参考となる資料を添えてください。  
2 申請様式において、（中止・廃止）のいずれか申請内容に該当しないものについては、二重線で削除してください。

様式第8号（第14条関係）

四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業費補助金実績報告書

年 月 日

四万十市長 様

申請者 住 所

氏 名

（法人の場合は、法人名及び代表者名）

年 月 日付け 第 号で補助金の（変更）交付の決定がありました四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業を実施しましたので、四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業費補助金交付要綱第14条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業完了年月日 年 月 日

2 添付書類

- (1) 補助対象機器の設置に係る経費の支払いを証明する書類の写し
- (2) 支払い額の内訳が明記されている明細書等の写し
- (3) 工事完了後の写真

※その他、別途資料提出を求める場合があります。

3 収支決算

(1) 収入の部

(単位:円)

区 分	決 算 額	備 考
市 補 助 金		
自 己 資 金		
そ の 他		
計		


(2) 支出の部

(単位:円)

区 分 (節別区分)	決算額	うち 補助対象経費	積算根拠
合計			

年 月 日

様

四万十市長 

四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業について、四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業費補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

事 業 区 分	四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業
交 付 確 定 額	円

四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業費補助金交付請求書

年 月 日

四万十市長 様

申請者 住 所

氏 名

（法人の場合は、法人名及び代表者名）

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定（確定）がありました四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業について、四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業費補助金交付要綱第15条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助年度	年度	補助事業の名称	四万十市物価高騰対策事業所LED照明導入促進事業						
交 付 決 定 額			円						
交 付 確 定 額			円						
既 交 付 額			円						
今 回 交 付 請 求 額			円						
未 交 付 額			円						
振 込 先	金融機関名	銀行 信用金庫 労働金庫 農業協同組合					店 本店 支店 本所 支所 出張所		
	種別	普通 ・ 当座 ・ その他							
	口座番号								
	フリガナ								
	口座名義人								